

平成 1 6 年度

福島県環境審議会議事録

(平成 1 7 年 2 月 7 日)

1 日 時

平成17年2月7日(月)

午後 3時00分 開会

午後 5時30分 閉会

2 場 所

県庁本庁舎 2F 第1特別委員会室

3 議 事

- (1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音規制法等に基づく指定地域等の見直しについて
- (2) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく暫定排水基準の見直しについて
- (3) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例に基づく暫定排水基準の見直しについて
- (4) 平成17年度水質測定計画について
 - ア 平成17年度公共用水域水質測定計画について
 - イ 平成17年度地下水の水質測定計画について
- (5) その他

4 出席委員

岡崎正治 車田次夫 後藤忍 紺野嘉昭 鈴木安利 須藤康子 瀧本チイ 中井勝己
中村玄正 長尾トモ子 長澤利枝 新妻香織 畠山昭紘 羽田博子 引地宏
福島哲仁 堀金洋子 山ノ内健壽(代理 田中亮) 渡辺智衛
以上19名(2名欠席)

5 事務局出席職員

松本 生活環境部長

(県民環境総務領域)

渡辺 生活環境部政策監

平澤 総務企画グループ参事 ほか

(環境保全領域)

長谷川 環境保全領域総括参事

新妻 水環境グループ参事

木村 大気環境グループ参事 ほか

(環境共生領域)

新妻 循環型社会推進グループ参事

6 議事内容

(1) 開会(司会) 小檜山生活環境部企画主幹

(2) 会長あいさつ 中村会長

(3) 部長あいさつ 松本生活環境部長

(4) 中村議長(会長)から、議事に入る旨の発言があり、議事録署名人に中井勝己委員と長尾トモ子委員を指名して審議に入った。

(5) 議事の第一「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音規制法等に基づく指定地域等の見直しについて」

事務局(木村大気環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、下記のような質問があった。

《質疑応答等》

(問) 中井委員

別紙1のいわき市のB類型に市街化調整区域を当てはめるという提案なんですが、参考資料の参考3のところに、環境庁が告示している環境基準があり、基本的にはこれに対応するような形で、県ではあてはめを行っていくということなのかなという気がするんですが、B類型とB区域というのが同じだと思うんですが、B区域がB類型ということで理解していいのであれば、国の方の基準だと市街化調整区域というのは必ずしもB区域という指定はないので、今回提案されている市街化調整区域をB類型にあてはめるというのは、福島県の独自の考え方として提案されているのでしょうか。

(答) 木村大気環境グループ参事

参考3は類型をあてはめる地域の指定に係る基本的な考え方ということで国の方が示したものでございます。これは騒音に係る環境基準ということで示されているのですが、今回の場合ですと一番に記載されております「用途地域の定めのない地域に対しても」というところでございます。土地利用等の動向を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ地域の類型のあてはめを行うものということでございます。具体としましてはいわき市が市街化調整区域の苦情を勘案し、B類型に指定したいという、いわき市の意向を県も踏まえまして、今回提案させていただいたということでございます。

中村議長

参考3の用途地域の定めのない地域に対しても、環境基準の当てはめを行うということで、今回いわき市からの要望をこちらの方で検討して進めているということでございます。

(問) 引地委員

音というのは振動数が違うと人体に対する影響が違います。デシベルレベルだけで確定して考えていってよいのか。デシベル以外にもホンという単位があります。低周波音、音の強い自動車騒音、いろいろな機械的な音など、騒音の種類によって周波数がかかなり違ってきますので、デシベルだけで考えていくのかどうかその辺を伺いたい。

(答) 木村大気環境グループ参事

おっしゃる通りのところはございまして、ひとつは低周波騒音というようなことで、今、技術的にどう評価すればよいかということが検討されているようです。騒音も私どもの人が感じるレベルは、周波数でいいますと20Hzから2万Hzの間で、これ以下になりますと聞こえない音というんでしょうか、これが低周波騒音といわれてます。特徴的なものは新幹線に伴いまして、トンネルにもものすごい勢いで2百何十kmで鉄の塊が入りますので、簡単にいえば、水鉄砲のような、空気鉄砲のような勢いで空気が放出されるので、トンネル出口周辺で非常に低い周波数の音、いわゆる低周波騒音というものが発生します。それが非常に建物やあるいは人の生活環境に影響を与えるということで、実際に苦情などもあります。従いまして私どもとしても、低周波騒音の測定も心がけるということで、現況を把握しています。国の方でも、環境省の方でも低周波騒音の評価をどうするかということは今現在検討されてまして、その考え方を我々理解しながら対応を進めていかなければならないのではないかと考えております。

中村議長

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については諮問原案の内容をもって審議会の答申としてよろしいかとの提案があり、異議なしとされた。

(6) 議事の第二「福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく暫定排水基準の見直しについて」及び議事の第三「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例に基づく暫定排水基準の見直しについて」

議事の第二及び第三は関連しているため、事務局(新妻水環境グループ参事)から別紙資料に基づき一括して説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答等》

(問) 新妻委員

省令の一部改正に併せて、今回の改正も基準が厳しくなったとのですが、ほう素及びその化合物において、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場に関しては、排水基準が10mg/Lから50mg/Lとここだけが数値が上がっています。

処理が難しいため、3年間という前提で暫定措置をとられたとのことですが、ほう素およびその化合物は人体にどのような影響があるのでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

ほう素における人体の影響につきましては、かなり高濃度のものが直接入りますと下痢、腹痛を起こします。

ほう素については、有効な処理方法としては海水を淡水化するような膜処理、又は水を純水にするようなイオン交換樹脂による浄化がありますが、これらの処理施設は高価であります。また、ほう素が多量に含まれていて、有機物が一緒に入っているものについては、処理が困難であることから、国においても、高濃度で有機物と一緒に排出されるような施設では50 mg/Lという緩めた規制をしていることから、法との整合性をとるうえで、同じ値にしたいと考えております。

(問)新妻委員

基準を緩めた理由はよく分かりましたが、3年間放置されることによる土地への影響をどんなふうに推し量ったらいいのでしょうか。

(答)新妻水環境グループ参事

ほう素は公共用水域の環境基準が定まっていますので、公共用水域の常時監視による調査と、事業場への立入調査を併せて監視し、また、技術の開発がどうなっているのかどうか今後見ていきたいと考えております。

特に、今回基準を緩めた関係もありますので最終処分場については立入調査等を頻度良く行っていきたいと考えております。

中村議長

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する基準があり、生活環境の保全に関する基準は類型指定でありますけども、項目にほう素が含まれている人の健康の保護に関する環境基準は一律に各主要河川等に適用されています。

事務局の説明は、公共用水域の水質の見地からも監視を進めるという考えであると思えます。

また、廃棄物処分場に係る部分につきましては、なお、監視を強めるとの答えであります。

(問)福島委員

平成19年6月30日まで暫定がかかるとのことですが、その後は一律排水基準を適用させるのですか。

(答)新妻水環境グループ参事

平成19年6月30日の時点で、もう一度見直しをいたします。その時点までに基準を守れるように指導していきたいと考えております。

(問)福島委員

それでは、10 mg/Lという値は努力目標であって、平成19年6月30日に暫定基準から一律排水基準に戻すわけではないのですか。

(答)新妻水環境グループ参事

ほう素に対する排水処理技術の開発が遅れている状況にありますので、技術の開発状況及び事業者の維持管理の状況を見ながら、平成19年6月の時点で、暫定排水基準を改めるかどうか、もう一度ご審議いただきたいと考えております。

(問) 後藤委員

最終処分場において今までの立入調査では問題なく一律排水基準を守れていたの
あるならば、例えば暫定排水基準を30 mg/Lと国より厳しい値で3年間規制して、
その後50 mg/Lにすべきか、10 mg/Lにすべきか判断する方法もあると思いま
すが、 そのようなことは検討されたのでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

最終処分場におけるほう素の排出についてはなかなか把握をしていなかったのが現
状でありまして、平成15年度に10 mg/Lという規制をかけた段階で調査を始めた
ところでございます。10 mg/Lの基準は守れるだろうと考えて規制をしましたが、
その 後の立入調査及び会社の自主測定の結果、10 mg/Lという値はぎりぎりであり、
基準 を守るのが非常に困難な状況になっています。

委員がおっしゃるよういたしますと、技術的にどこまで処理できるのか、現実論的
にどこまで処理できるのかということがあり、かなり線引きが難しく厳しい議論にな
ると考えますので、国が定めた値を引用させて頂きたい。

(問) 須藤委員

ふっ素に関して、国より厳しい基準を設けるとのことではありますが、その基準に対
応するには、処理施設の設置費用等の負担がかなりかかります。経費に関する対応策
は何かありますか。

(答) 新妻水環境グループ参事

施設の整備費に対する融資制度を県で持っていますので、その融資制度を活用して
いただきたいと思います。

また、現実的には該当する事業所は数社に限られ、新規の事業場も考えての規制で
あります。

(問) 須藤委員

実際、私が以前見学したガラスを製造している事業所で、かなりひどい状態の事業
所がありましたが、もっと現場を見ていただいて、そういった事業に対する指導をき
ちんちん行うことが必要であると考えますがいかがでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

委員がおっしゃるのは、一般のガラス製造業であり今回の対象となる石英ガラス製
造業とは違いますが、おっしゃることは分かりましたので、立入調査等を行い指導し
ていきたいと考えております。

(問) 新妻委員

私はほう素の排出源として火力発電所で発生する石炭灰が思いつきます。

現在、石炭灰はジオライト等への再利用材の開発が進んできているのに暫定排水基
準を作って、埋めることを認めていく方向にするのはどうかと思いますし、逆にそ
ういうものを開発して埋めないようにすることを県は指導して欲しいと思いますが
いかがでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

最終処分場については、おっしゃられるように、再利用・利活用が可能であれば、ほう素を大量に含むものを埋めることがなくなり、そうすれば排水にも影響が少なくなると考えますので、先ほど技術開発ということを申し上げましたが、排水処理技術だけでなく、再利用の技術も含めて指導していきたいと考えております。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については諮問原案の内容をもって審議会の答申としてよろしいかとの提案があり、異議なしとされた。

(7) 議事の第四「平成17年度水質測定計画について」

事務局(新妻水環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のよう
な質疑等があった。

《質疑応答》

(問) 福島委員

さきほど農薬についての測定回数を4回又は2回を1回にしたいとありましたが、
過去4回測定した月2回測定した月が何月だったかを具体的に教えていただきたい。

(答) 新妻水環境グループ参事

2回と4回とかは5月、8月、12月、とかでございます。

(問) 福島委員

確かに、12月とか冬の時期にこういった農薬は実際に使っているのかという疑問
なんですが、これをたとえば1回にした場合に梅雨を挟んで梅雨の前に除草剤や殺
虫剤をまくと思いますので、年4回測定する必要はないが5月から6月に1回と8月
に1回の2回測定の方が実態を把握するのには良いわけです。

(答) 新妻水環境グループ参事

確かに6月と秋口前に2回ということですが、例えば除草剤等の散布を種
まき前にやる場合と途中でやる場合とありますもので、また、殺菌剤と殺虫剤につい
ても最初に散布したり途中で散布したりするものですから、その中で一番頻度の多い8
月にさせていただければありがたいのですが。

(問) 引地委員

測定項目の中で例えば有機塩素系化合物は水に溶けにくいわけです。なおかつ揮発
性が高いので、川の水質検査を行っても環境基準を超過することはほとんどありませ
ん。だから基準に近い場合は、それだけで問題があると思っています。その場合に水
だけじゃなくて底質の分析も行って把握する必要があると思われませんが、そういった
ことも考えているのですか。事業所からでる比較的濃度の高い排水でも、川に流れて
いけば希釈されますが泥には蓄積されていることが考えられます。また、洗剤とか油
等が入っている河川であれば残っている事も考えられるが、そういうことも考えて測
定していかなければならないのではないかと思います。

(答) 新妻水環境グループ参事

この揮発性の有機塩素系化合物が河川で検出される事自体が異常な状態になってることで、先ほどこの基準の話申し上げましたが、基準以前の問題で、検出された場合には原因究明という形で調査をしているところであります。有機塩素系化合物の場合、工場・事業所等が発生源となりますので、その発生源の特定を含めて底質の調査をしたり、もっと細かい調査をしていることが現実論です。従いまして、削減はいたしますが、もしも検出されるような事があった場合には原因究明をさせていただきたいと考えております。

中村議長

さきほど福島委員から話があったわけでありますが、事務局お考え等ございますか。

(答) 新妻水環境グループ参事

さきほど農薬について話をしましたが、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等これらの使用時期は偏在してしまっていて、何回か散布したりいたします。例えば散布前になると前の年の残りかという話になると思いますが、環境基準等々の検査のためにやるのであれば、それら全体が散布された後に一番影響の高い所を見計らって7月、8月ぐらいに調査を考えております。

(問) 堀金委員

水質頻度につきましてなんですが、過去10年間で環境基準を超えていないから調査を削減するということでしたが、そのような考え方じゃなく10年間以上検査してきたから環境基準が守られていたというふうに考えた方が危険じゃないと思います。福島先生がおっしゃったように、現実に農村に住んでおります、田んぼで一回薬品を散布したら秋までそのままの状態でお米になるということの恐ろしさを考えていかなければと思います。ですから私は、10年間大丈夫だったから測定頻度を下げるんだという発想ではなく、これからも今後10年間同じように測定して、環境を守るんだという考えでいかなければいけないんじゃないかなと思います。

(答) 新妻水環境グループ参事

おっしゃるとおりでして、10年間でなかったから削減しますという発想になっているのですが、現実論的に農薬等が河川ででるということ自体が先ほどの有機塩素系と同じように異常な状態ですので、そういった場合には同じように精密調査といった形で調査させていただきたいと考えております。我々としては環境を年間で見えています。その中で何回が適当なのかといいますと、頻度は上げた方が精密な調査になるわけですが、その中でいかに効率的にやるかということも考えております。限られた予算の範囲内で削減できるものは削減して、今後問題が起こる可能性の高い新たに追加された項目のほうを優先的に追加をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(問) 福島委員

今、農薬に関しての市民の関心が高くなってきていますので、農薬について問題がなくなってきているという認識は問題ではないかと思われま。先ほどおっしゃった

ように12月に測定をしても意味はないと思うので冬に回数を増やしてと調査を行ったほうが良いと言うつもりはありません。例えば5月から8月の間の一番可能性のあるときに2度測定をしたほうが良いということです。農薬というのは、今日測って出たから明日も出るかという出ないということがよくあります。そういう風に考えると、いくらたくさん測定してもきりが無いという考え方があるとも思います。しかし、農薬に対する関心は高まっているし、問題がなくなっているわけではないということを知っていただいて、可能であれば日を変えて一番可能性の高い時期に2回測定の方が現実的に把握できるのではないかと思います。

(答) 新妻水環境グループ参事

農薬につきましては福島委員のおっしゃるとおり、測定時期を考慮して効率よく調査を行うことを考えておりました。そして限られた予算の範囲内でいかに調査を行うか考えていたわけでしたが、我々としたしましては全部の地点をすべて2回は困難な状況にありますので、調査地点を後で委員長と協議させていただきまして、場所を限って2回、一番検出されやすい時期を見計らって調査させていただきたいと思います。

中村議長

ただいまのは事務局が審議会の意見を受けまして、そのような方向で慎重に対応させていただきたいという話でございましたがよろしいでしょうか。

(問) 羽田委員

アルキル水銀の事でお聞きしたいのですが、発生源は農薬だけなのでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

アルキル水銀は有機水銀でございますので、一般的には使われることはあまりありません。工場・事業所で一部使われたりします。過去に水銀剤は稲の消毒に使ったことがあります。今は使用停止になっておりますので、発生源というのは工場・事業所になるということです。総水銀とは無機水銀と有機水銀と2つを合計したもので、アルキル水銀とはその内の有機水銀の話です。無機水銀と有機水銀を合わせて測った総水銀で検出された場合には、どちらがあるのかということをもう一回測定するということす。御理解いただきたいと思います。

(問) 新妻委員

重金属の検査をする時に検体を真水で溶解するということですが、真水でやっても金属が出てこないという話です。外国、ヨーロッパなどは酸でやると重金属が良く出てくるということで検査をするときに酸を使用する方向に変わってきているらしいのです。日本は水でやっていると聞いているのですが、それを今後変えていくのかどうか一点目です。それから私の勘違いかもしれませんが、数年前にダイオキシンの検査項目を増やして欲しいということでダイオキシンの項目が増えたということを知っているのですが、ダイオキシンの項目が入っておりませんので、それがどうなったかが2点目です。3点目はトリハロメタンの項目について、有毒で発ガン物質ということで世間を騒がせておりますが、15地点でしか測定しないわけですね。地点をもう少し増やすわけにはいかないでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

1点目のカドミウム等の重金属についての測定方法というのは、溶出試験というのと、直接分析する試験方法の2つありますが、おっしゃったのは溶出試験のお話なのかなと思います。これは水質の測定計画でございますので海とか川の水を直接測る方法です。一般的に我々もそうなんですが、金属というのは重金属は別にしましてどこにでもあるものなので、採水する容器はまず酸で洗います。洗った後は蒸留水できれいに酸を洗い流して、その後河川の水を汲むのでありますが、その時も共洗いと言いますが、その河川の水で何回か洗うような形で最後に汲んでさらに容器に付着しないように酸を加えて持ち帰ります。それを溶媒抽出あるいは酸を入れて濃縮をしながら、原子吸光等々にかけて分析をするというのが一般的でございます。従いまして真水で抽出するということは我々はやっておりません。

それからダイオキシンについての話ですが、これについては別な計画に基づいて河川あるいは大気あるいは魚・底質等々測定を行っておりますので、今回の計画の中には測定項目としては入っておりません。別枠という形で測定させていただいてます。

トリハロメタン生成能につきましては、43ページの地点で、水道水源が近くにあるというところで測定をさせていただいてます。というのは、トリハロメタンとは塩素滅菌されることにより生じる物質でございます。従いまして、他に水道水源として取水されている場所がありましたら、トリハロメタン生成能の測定を検討させていただきたいと思いますが、17年度につきましてはこれでやらさせていただきたいと思っております。

(答) 木村大気環境グループ参事

ダイオキシンについて付け加えさせていただきたいと思いますが、今の説明のようにダイオキシンにつきましてはダイオキシン類対策特別措置法の中で環境基準を定めることとしております。従いまして、実際測定しているのは環境基準が設定されている大気、水質またダイオキシンの場合は底質も環境基準が設定されていますので対象としております。さらに参考までに水生生物等を加えているということが実態でございます。また、県内の土壌につきましても測定をしております。ダイオキシン類対策特別措置法の測定計画につきまして審議会の意見を聴くという規定がございませんので、ここでは水質汚濁防止法だけに係る公共用水域また地下水について委員の皆様がたの御意見を伺っていることでございます。

(問) 長澤委員

測定地点とはあくまでも前年度からの継続に基づいて測定地点がでてきたと思いますが、どのような方法で選定しているのかお聞きしたいのですが。

(答) 新妻水環境グループ参事

測定地点につきましては、具体的には資料の44ページから記載させていただいております。まず環境基準点というのがございます。これはその川をどう評価するかといった時に、類型のあてはめているところの水域の川で一番最後の地点が環境基準点となっております。そこで調査をすることが第一点です。

それから環境基準が定まっていない河川につきましてはできるだけ最上流・最下流又は影響度合いの受けやすい地点で調査をしているということが現実論であります。基本的には環境基準点で調査をさせていただいております。

(問) 長澤委員

そうしますと、いろんな状況と申しますか、それぞれの河川の地域住民の方が工場排水が出ているよといった、地域住民からの情報はいかされているのかどうか知りたいのですが。

(答) 新妻水環境グループ参事

直接住民の方にお伺いしてここでという形はとっておりません。これは先ほど申し上げましたが、工場事業所排水の直下でやりますとその影響をまろに受けてしまい、そこが代表する河川の水かどうかが疑問視されますので、そういう場合は十分混ざり合ったところとか、生活排水の直接の影響をのまないところで、できるだけ皆さんがわかるような目印になるところを基準点としてます。例えば14ページお開きいただきたいと思います。先ほど申しましたように、この表に基準点というのがあります。濁川の濁川橋でA類型イの基と書いてありますが、基準点で濁川はここでA類型の評価をいたします。その下に山崎橋と書いてありますが、これはB類型の基準点で評価を行うということです。濁川はA類型とB類型の2つに分かれておりますのでそれから類型あてはめのしていないような、23番の大塩川とか高橋川とか小黒川は大きな川又は湖との合流前で調査をするという形をとっておりますので、直接住民の御意見を聴いてここでということは行っておりません。

(問) 長尾委員

類型のことですが、55ページで、例えば逢瀬川とかはD類型なんですね。これは昭和51年3月に制定されていて、その後類型の基準の見直しみたいのはあるのかどうか、30年経ってるわけですから下水道の整備等されております。類型の見直しはどうなっているのか教えていただきたい。あと長澤委員がおっしゃった様に、これからは住民の目が大事なので、住民が環境を見た時にどこに話を持っていったらよいか明確にして欲しい。ドイツでは環境ショップってありまして、そこに行政の方がいていろんな環境の事を電話で聞いて全て答えます。また各部署に聞いて全て解決するところがあるんですね。やはりこれからは住民との連携、住民からの意見を解決することがとても大切な事なので、少しづれですがお話しをいただきたいと思います。

(答) 新妻水環境グループ参事

まず環境基準の類型指定の話ですが、委員御指摘のとおり55ページをお開きいただきたいと思います。ここに本県の河川・湖沼・海域まで環境基準の類型あてはめの状況が書いております。例えば阿武隈川上流ですと掘川合流点より上流はA類型、イは57ページ中程に書いてありますが「直ちに達成」、ロは「5年以内で」、ハは「5年を越える期間で」、ニは「段階的に」達成ということで達成期間が書いております。そしてどこで評価するかというのが阿武隈川上流ですと羽太橋で評価することになります。今、御指摘の逢瀬川は幕ノ内橋より下流はD類型で、逢瀬川自体は上流か

らA、B、D類型のイ、ロ、ハという形にさせていただいております。おっしゃられたとおり逢瀬川は今、たいへん住民の皆様方が活発に活動なさいまして、かなり良い状態になりつつあります。ここで、類型あてはめについて少し話をしますが、62ページお聞きいただきたいと思います。こちらに生活環境の保全に関する環境基準の河川の表がございます。類型あてはめをどのようにして行うかという、ここに利用目的の適応性という欄がありましてDですと「工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの以外」という区分です。逢瀬川はかなり水質的に良い状態ですが、こちらの利用目的に添ってあてはめるということが一つであります。また、そうは言っても環境基準は行政目標値でありますから、将来達成できるであろうという値を目標においてあてはめるということもあります。おっしゃるとおり逢瀬川の水質につきましては、だんだん良くなってきている状況にありまして、Dタイプの8mg/Lという値はクリアしている状況になってございます。そういう意味では利用目的等にかかわらずに今後少し検討させていただきたいと思います。

(問)長尾委員

環境センターでみてきた値は3.8mg/Lということで、当然8mg/Lという数字からは離れている数字なのでC類型になって当然だと思ったものですから。逢瀬川ばかりでなく他の河川においても昭和51年から見直しをしていないのならそろそろやる時期かなと思います。

(答)新妻水環境グループ参事

おっしゃるとおりなんです、今のところ我々としては利用目的のほうに着目してきたところです。しかし、だんだん河川の水質が良くなってきたので環境基準の行政目標ということに重きをおいて、少し全体的に見直しの検討をしていきたいと考えております。

それから先ほどの御質問の回答なんですが、環境基準の場所、類型がどうなっていると、値がどうなっているととかいうのを、できるだけ県民の皆様方に知っていただきたいというのは、我々も願っている事です。しかし、なかなか現実論的には細かい数値でござるので、具体的に自分の家の側の川がいくつなのかなかなかわかりにくい状況になっております。そういったものやその他環境教育も含めて、今後のこういったもののデータ公表の仕方及びPR等検討させていただきたいと考えております。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については先ほどの福島委員からの話もありまして、意見に沿った形で修正の上、本審議会の答申とさせていただき、内容につきましては会長の私の方に御一任させていただいてよろしいかとの提案があり、異議なしとされた。

中村議長

それでは地下水の水質測定につきましてなにかございますでしょうか。こちら県民の健康に配慮しながら、またこれまでの経過を十分精査しながら平成17年度は2

01地点で進めてまいりたいということです。

(問) 畑山委員

単純な質問なのですが、有害物質使用等工場・事業所周辺調査とは現在使用されているものが対象の調査であり、メッシュ調査は全体をみるということですがここで漏れる調査があります。昭和40年代始めのトランス絶縁体のPCBは使ってはいけないということで保管してあるが、現在管理者さえも保管場所がよくわからなくなっています。保管してあったものが行方不明であるという報道が半年前にあったのですが、これが地下水汚染していれば、この調査計画では汚染は見つからないのではないかと。

(答) 新妻水環境グループ参事

PCBにつきましては別な方にお答えさせていただきます。有害物質の保管という部門は販売のための保管となると別のほうで所管しています。また、再生処理という廃棄物対策グループで所管しております。我々としては保管については把握しておりませんので、この調査の予定はしていないということです。ただPCBにつきましては、現在、廃棄物対策グループで調査を行っているということで担当の方から回答したいと思います。

(答) 河津産業廃棄物対策グループ参事

PCBの話題がでましたので、簡単に今のPCBの現状について話したいと思います。かなり不明な場所があるのではないかとということで、昨年報道されてきました。現在PCBの特別措置法ができて、法律上からいいますと届出ないと罰せられる現状です。現に本県におきましてもかなり届出の件数があがっています。各企業が保管している届出が、数百社にのびております。だいたい500とか600とかの数字になっております。実際の処理については、昭和48年から問題になりましてなかなか処理できないということでしたが、現在動き出しました。北九州で具体的に始まりまして、本県分につきましては北海道で再来年あたりから実施するようなスケジュールになってきております。従いましてPCBについては、どこにいったかという不安があるということですが、我々といたしましてもそういったどこにいったかわからないものは掘り起こしながら、現実にあるものにつきましてはきちんと処理するというので、適正な処理をしていきたいと考えております。そのような事を踏まえ、平成17年度はPCBの処理計画を県で作成したいと考えております。

(問) 新妻委員

資料73ページの別表2なのですが、すべての項目に が付いている地点があります。相馬市の蒲庭は一般廃棄物の最終処分場のある地点かと思いますがこのような全 が付くような工場・事業所に対してはどのような指導をなさっているのでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

メッシュ調査の測定地点の一覧表が資料73ページにあります。メッシュ調査というのは県内を単に10kmメッシュで切りまして、具体的には85ページの地図になるんですが、県内を113地区に分けて、この10km四方中に井戸のあるところを

探して、毎年別な井戸を探して調査をしております。これは概況調査でありますので使用したとかしてないとかではなく、過去に何かあるかもしれないという理由で調査をしておりますので、全ての項目で調査をさせていただきたいと考えております。

(問) 新妻委員

これは検出されたということでは無いのですね。

(答) 新妻水環境グループ参事

これは、来年度これを測定しますということです。

(問) 長澤委員

概況調査の中で、有害物質使用等工場・事業所周辺調査とあるが、これは県が選定して事業者が測定するのか。

(答) 新妻水環境グループ参事

地下水につきましては役割分担がありまして、72ページの県と水質汚濁防止法の政令市の福島市、それから中核市の郡山市、いわき市が分担して測定を行っております。国土交通省では、経年的なモニタリングという形で1ヶ所毎年測定を行っております。すべて行政で調査を行っております。場所も行政側が井戸を探して選んで調査をするという事です。選ぶ方法は水質汚濁防止法上の届出義務のある特定施設の台帳から工場・事業所を拾い出して立入調査を含めて調査をするということです。

(問) 長澤委員

事業者の方に調査義務というものがあるのでしょうか。

(答) 新妻水環境グループ参事

この度、土壤汚染対策法ができて、有害物質を使用又は製造しておいた施設を廃止する時に、土壤汚染対策法に基づいた調査義務があり、調査した結果を行政側に報告するという義務はありますが、排水、地下水について調査義務はありません。しかし、現在は排水も自主的に調査をしている工場もありますが、我々も立入調査を行っております。工場・事業者は管理上自主的に水質調査を行っておりますが、法律上排水調査を行う義務はありません。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については諮問原案の内容をもって審議会の答申としてよろしいかとの提案があり、異議なしとされ、議長が本日の4議題についての答申書を作成し、知事に答申することとなった。

(8) その他

中村議長

次に、その他についてですが、委員の皆様方、事務局から何かありましたらお願いします。

【委員からの意見等】

(意見) 長尾委員

水質測定なさっている地点は県内に何カ所かあるのですが、私達にはどういっ

た地点で測定しているのかわからない。環境教育や子供達への教育も大切なので、例えばごみ焼却場は見学できますよね。それと同じように県の環境センターも見学できるようにして欲しい。そして、環境センターを身近なものにしていきたい。しかし、施設が狭かったり、これからどんどん調査も増えていくのなら施設の更新を含めて考えて行って欲しい。

(答) 平澤総務企画グループ参事

ご要望としてお伺いしておきます。

(問) 引地委員

農家の方と話すと、昔使用していた毒性の強い農薬を今でも所持しており、散布している農家もいます。また毒性が強いのかどうかかわからず廃棄の方法もわからない。このような農薬に対しての指導はどのように行っているのか。参考までに教えていただきたい。

(答) 新妻水環境グループ参事

DDTとかBHC等の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」で特定化学物質として指定され、その中で使用及び製造中止になった農薬について現在農家でお持ちになっているかわからないのですが、過去に使用禁止になったときに農政サイドで農協を通じて回収したという記憶があります。それを農政サイドが保管した場所がありまして、それを現在掘り起こしてさらに処理をするということが行われているようですが、DDTとかの農薬については我々としては把握はしてございません。しかし、現在でも使用及び製造中止になった農薬をお持ちの方がいらっしゃるのであれば、もう一度回収等必要なことを農政サイドにお話していきたいと思います。

(意見) 車田委員

農薬の管理については、県が指針を定めて指導している。私の村(玉川村)でも年に2回、農協や農業改良普及所で、適正使用や適正管理について講習などを実施している。

【事務局からの報告】

新妻循環型社会推進グループ参事

本審議会で審議し、11月8日に答申をいただいた、「福島県循環型社会形成に関する条例(仮称)について」は、2月定例県議会に条例案を提出する予定である事を報告した。併せて、条例制定後は、条例に基づく計画を策定することとなり、策定にあたっては、本審議会で審議いただく予定である旨伝え、協力を依頼した。

小檜山生活環境部企画主幹

本審議会で審議し、11月8日に答申をいただいた、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」は、税制等検討会で検討後、2月定例県議会に「福島県産業廃棄物税条例」として条例案を提出する予定であることを報告し、資料5に基づき、その税制度(案)の概要について説明した。

以上で審議は終了した。

(9) 閉会